

議案第15号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例（昭和23年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「市外に」を削り、「川崎市旅費支給条例」の次に「（昭和22年川崎市条例第21号）」を加え、同条を第2条とする。

第4条第1項中「以下この条」を「次項から第5項まで」に、「年額36,500円の報酬を」を「次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額を年額報酬として」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 団長 年額 82,500円
- (2) 副団長 年額 69,000円
- (3) 分団長 年額 50,500円
- (4) 副分団長 年額 45,500円
- (5) 部長及び班長 年額 37,000円
- (6) 団員 年額 36,500円

第4条第2項中「報酬」を「年額報酬」に、「支給し、その支給月は、4月

から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする」を「支給する」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の報酬のほか、」を削り、「報酬を」を「報酬の額を第1項各号に掲げる年額報酬の額に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 消防団員が第1項各号に掲げる年額報酬の額の異なる階級に異動した場合は、異動した日から異動後の階級に応じた額の年額報酬を支給する。

第4条に次の3項を加える。

6 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬の額は、勤務した期間の日数に応じて日割によって計算した額とする。

7 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合には、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。

(1) 災害の防除 1日につき 8,000円

(2) 訓練その他必要な職務 1日につき 3,500円

8 前項各号に掲げる出動報酬の額に、職務に従事した時間が同項第1号の職務にあつては1日につき7時間45分、同項第2号の職務にあつては1日につき3時間30分を超える時間1時間につき1,000円を加算して支給する。

第4条を第3条とする。

第5条中「消防団長を経て」を「4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の最終月の翌月に」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により支給期月ごとに支給する給与のうち前条第1項の年額報酬の額は、同項各号に掲げる年額報酬の額に100分の50を乗じて得た額

とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項又は第3項の規定により年額報酬を支給する場合であって、期の初日から支給するとき以外のとき又は期の末日まで支給するとき以外のときは、第1項の規定により支給期月ごとに支給する給与のうち同条第1項の年額報酬の額は、前項の規定により乗じて得た額を基礎として、勤務した期間の日数に応じて日割によって計算した額とする。

第5条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬及び費用弁償について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

年額報酬を階級に応じた額に改めること、出勤報酬を新設すること、給与を消防団員へ直接支給すること等のため、この条例を制定するものである。